

全国児童養護施設協議会 令和6年度事業計画

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数が過去最多を更新し、また、昨今の社会・経済環境等を背景としてひとり親世帯の子どもの相対的貧困率が高位で推移するなど、子ども・子育て家庭をめぐる課題は複雑化するとともに厳しさを増している。
- 国においては、令和6年4月より施行となる令和4年改正児童福祉法に基づき、児童虐待予防に向けた包括的な相談支援体制の強化・事業の拡充をはじめ、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業による施設退所後の自立支援を強化するとともに、子どもの意見形成・表明支援、権利擁護にかかる環境整備を進めることとしている。
- また、昨年度に発出された都道府県社会的養育推進計画策定要領を踏まえ、各自治体においては令和7年度から11年度を期間とする計画策定に向けた検討が進められることとなる。
- こうした社会的養護をとりまく変革期において、児童養護施設は、24時間365日、緊急的かつ重篤な課題や複雑・多様なニーズがある子どもの個別の養育を担ってきた専門性を活かし、入所する子どもの養育とともに、里親支援、地域の保護・支援を必要とする子どもやその家族への支援を展開していくことが求められている。
- 全国児童養護施設協議会（以下、全養協）は、都道府県協議会およびブロック協議会との連携のもと、会員施設がそれぞれの都道府県社会的養育推進計画の策定に参画することで、各地域の実情に即し、子どもたちの健やかな育ちに資する計画となるよう支援していく。あわせて、さまざまな媒体を活用し、児童養護施設への正しい理解促進に向けて、児童養護施設が果たしている役割や担う機能等を積極的に発信していく。
- こうした取り組みの基盤として、子どもの権利条約、こども基本法の理念に基づいた児童養護施設における子どもの権利擁護と最善の利益の保障に向け、養育・権利擁護セミナー等あらゆる機会を通じて、基本的な考え方やその取り組み方針を共有し、「養育の社会化」をめざすべく、以下の事業に取り組む。

重点事項

1. 子どもの権利擁護と最善の利益の保障の推進

- 児童養護施設における子どもの権利擁護と最善の利益の保障に向け、養育・権利擁護セミナー等あらゆる機会を通じて、基本的な考え方やその取り組み方針について発信し、職員の人権意識の醸成を図る。

- 日々の養育のいとなみのなかで子どもの意見・意向を聴き、一人ひとりの子どもが退所後も社会で孤立せず、安全・安心な生活をいとなみ、自己実現を果たしていけるよう、令和6年度より都道府県等で実施される意見・意向表明支援との連携・協働のあり方を整理し、子どもの最善の利益の保障に向けた取り組みを推進する。
- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の今日的な検証を行うとともに、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の内容および実施方法等について学識者の参画を得つつ検討を行う。
- 児童福祉施設に対する安全計画の策定の義務化や業務継続計画の策定の努力義務化等の省令改正を踏まえ、会員施設において子どもの安全・安心を守る取り組みに資する情報や取り組みを共有していく。

2. 改正児童福祉法の施行、都道府県社会的養育推進計画の策定等、社会的養護をめぐる制度・政策への対応

- 令和6年4月より施行となる令和4年改正児童福祉法により創設されるこども家庭センター（市区町村）や里親支援センター等の事業の具体的な内容を把握し、各会員施設が地域の実情を踏まえ、児童養護施設における地域支援が展開できるよう、適切な情報提供を行う。
- ブロック協議会や都道府県協議会、社会的養護関係種別協議会や関係機関と連携・協働し、各都道府県における社会的養育推進計画の見直し検討に向けた対応を支援する。

3. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

- 複雑、多様な課題に対応し、一人ひとりの子どものケアニーズに即した養育をおこなうため、人員配置基準の抜本的な改善に向けて、国等に対して提言・要望を行う。
- 全養協ホームページや全養協が発行するパンフレットの見直しを行うとともに、さまざまな媒体を活用し、児童養護施設の魅力や施設職員の専門性等を発信していくことを通して、各施設における人材確保を推進する。
- 児童養護施設の職員の離職防止を図り、子どもの安定的な養育環境を確保するため、また、多様な働き方が推奨されるなかにあって、職員一人ひとりが長く働き続けられるよう、児童養護施設職員のさらなる処遇改善、ICT化の促進を含めた労働・職場環境の改善に向けた会員施設における取り組みの促進、支援を行う。

4. 子どもたち一人ひとりに対する継続的な自立支援の強化

- 社会的養護のもとで育つ子どもたちの安定的な自立を支えるため、改正児童福祉法による児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援拠点事業の具体的な内容を整理し、各会員施設において地域の実情を踏まえた展開ができるよう、適時・適切な情報提供

を行う。

5. 養育・権利擁護セミナーの開催

- 各ブロック協議会の協力のもと養育・権利擁護セミナーを開催し、日々、取り組まれている養育実践の発表を通じて、児童養護施設がこれまでに培ってきた一人ひとりの子どもの育ちに寄り添う日々の「養育」のいとなみと、児童養護施設が考える「子どもの権利擁護」を広く発信していく。

【日程・開催地】

北海道ブロック	開催日未定／北海道
東北ブロック	令和6年11月12日（火）／岩手県盛岡市
関東ブロック	①開催日未定／全社協会議室（東京都千代田区） ②開催日未定／群馬県高崎市 ③令和6年6月24日（月）／神奈川県小田原市
中部ブロック	令和6年5月23日（木）／愛知県名古屋市
近畿ブロック	令和6年5月8日（水）／大阪府大阪市
中国ブロック	令和6年11月6日（水）／岡山県岡山市
四国ブロック	令和7年2月13日（木）／徳島県徳島市
九州ブロック	令和6年7月10日（水）／福岡県福岡市

【定員】 当該ブロック内会員施設数×2～3名程度

【参加費】 3,000円～5,000円程度

※ 定員および会場規模によりブロック協議会ごとに設定する。

- 日々の養育のいとなみのなかで子どもの意見・意向を聴き、一人ひとりの子どもが退所後も社会で孤立せず、安全・安心な生活をいとなみ、自己実現を果たしていけるよう、令和6年度より都道府県等で実施される意見・意向表明支援（アドボケイト）との連携・協働のあり方を整理し、子どもの最善の利益の保障に向けた取り組みを推進する。（再掲）

事業内容

制度政策部

1. 改正児童福祉法の施行、都道府県社会的養育推進計画の策定等、社会的養護をめぐる制度・政策への対応

- 令和6年4月より施行となる令和4年改正児童福祉法により創設されるこども家庭センター（市区町村）や里親支援センター等の事業の具体的な内容を把握し、各会員施設が地域の実情を踏まえ、児童養護施設における地域支援が展開できるよう、適切な情報提供を行う。
- ブロック協議会や都道府県協議会と連携し、各都道府県における社会的養育推進計画の見直し検討に向けた対応を支援する。

2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組みの強化

- 複雑、多様な課題に対応し、一人ひとりの子どものケアニーズに即した養育を行うため、人員配置基準の抜本的な改善に向けて、国等に対して提言・要望を行う。
- 全養協ホームページや全養協が発行するパンフレットの見直しを行うとともに、さまざまな媒体を活用し、児童養護施設の魅力や施設職員の専門性等を発信していくことを通して、各施設における人材確保を推進する。
- 児童養護施設の職員の離職防止を図り、子どもの安定的な養育環境を確保するため、また、多様な働き方が推奨されるなかにあって、職員一人ひとりが長く働き続けられるよう、児童養護施設職員のさらなる処遇改善、ICT化の促進を含めた労働・職場環境の改善に向けた会員施設における取り組みの促進、支援を行う。

3. 社会的養護関係予算確保に向けた取り組み

- 児童養護施設をはじめ社会的養護関係予算確保や人員配置等制度改善に向けた令和7年度政府予算・制度等要望の実施。
- 会員施設の実情を踏まえた令和8年度政府予算・制度等要望書（案）の検討。

4. 児童福祉・社会福祉関係団体との連携・協働の推進

- 全社協政策委員会への参画
- 全社協社会福祉施設協議会連絡会への参画
- 全社協全国退所児童等支援事業連絡会への参画
- 全社協福祉サービスの質の向上推進委員会への参画
- 全社協国際社会福祉基金委員会への参画
- 全社協福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- 全社協児童福祉関係種別協議会との連携・協働の推進
- 里親会、その他社会的養護関係団体との連携・協働の推進

- 「広がれボランティアの輪」連絡会議への参画

5. 行政に対する制度政策活動、意見表明の強化

- 政策提言、制度・予算要望等の実施、ソーシャルアクションの実施
- 健やか親子21推進協議会への参画
- その他関連する会議、検討会等への参画

6. 立法府等に対する活動の強化

- 政策実現を図るための国会議員等への働きかけの強化

7. 予算・制度対策活動に必要な調査の実施

- 予算・制度対策活動に係る調査の適宜実施(調査研究部共管)

総務部

1. 入所児童の人権擁護の推進

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の今日的な検証を行うとともに、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の内容および実施方法等について学識者の参画を得つつ検討を行う。

《プロジェクト発足》

- ・メンバー：学識経験者2名
全養協総務部4名
- ・開催回数：6回（2か月に1回程度の開催）
- ・目的：倫理綱領およびチェックリスト改訂版の完成

2. 組織活動の円滑な推進

- 令和7・8年度役員選出方法に関する検討
- 協議員総会、常任協議員会、正副会長会議、ブロック協議会会長会議等各種会議の開催
- ブロック・都道府県協議会活動の強化推進、ならびに情報提供等支援の実施
- 今後を見据えた本会事業・組織、財政・財務等のあり方に関する検討
- 内規・規程・要綱・要領等の策定や見直し等

3. 大規模災害発生に備えた対応

- 近年頻発する大規模な自然災害から子どもたちを守るため、「大規模災害対応指針」（平成27年3月）の見直しとともに、対応に要する費用のあり方について検討を行う。

4. 全国児童養護施設長研究協議会の企画・運営

(1) 第77回全国児童養護施設長研究協議会（石川大会）の開催

[日 程] 令和6年10月22日（火）～24日（木）

[会 場] 石川音楽堂（石川県金沢市）

[定 員] 600名

- 永年勤続感謝、研究奨励賞（松島賞）の表彰式典開催
- 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の開催（研修部共管）

(2) 第45回児童文化奨励絵画展の開催

5. 施設を退所する子どもの自立支援の推進

- 身元保証人確保対策事業の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の運営
- 全社協が実施する ENEOS 奨学助成制度、社会人一年生スタート応援助成制度等をはじめとする各種助成制度への協力

6. 各ブロック大会との連携、協力

- ブロック協議会の大会・研修会開催の支援によるブロック組織活性化の促進

北海道ブロック	令和6年7月（北海道）※開催日調整中
東北ブロック	令和6年6月20日～21日（山形県山形市）
関東ブロック	令和6年7月9日～10日（静岡県静岡市）
中部ブロック	令和6年6月27日～28日（愛知県名古屋市）
近畿ブロック	令和6年6月20日～21日（兵庫県神戸市）
中国ブロック	令和6年7月4日～5日（島根県松江市）
四国ブロック	令和6年7月2日～3日（愛媛県松山市）
九州ブロック	令和6年6月11日～13日（長崎県佐世保市）

7. 広報活動の推進

- 児童養護施設等の積極的広報の展開
 - ① 全養協ホームページの充実と、即時の情報発信
 - ② 全養協パンフレットの普及促進
- 情報提供活動の強化と、電子媒体による広報活動のあり方の検討
 - ① 全養協通信の発行（随時）
 - ② 協議員に対する情報提供（随時）
 - ③ 「令和6年度全養協便覧（全養協情報 No. 44）」の発行
- 季刊「児童養護」の購読者拡大

8. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

1. 令和6年度会員施設基礎調査の実施
2. 令和6年度児童養護施設入所児童等の進路に関する調査の実施
3. 令和6年度就学・就労等に係る奨学金等各種支援制度等調査の実施
4. 令和6年度児童養護施設入所児童等実態調査の実施
5. その他必要な調査、研究の実施
 - 都道府県社会的養育推進計画の策定状況の把握調査
 - 児童養護施設における子どもの自立支援の実態把握に向けた調査
 - 改正児童福祉法に基づく「児童自立生活援助事業」「社会的養護自立支援拠点事業」「里親支援センター」等の認可・委託状況の把握調査

研修部

1. 児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—の検証
 - 令和2年度より取り組んでいる児童養護施設で働く職員の養育の質や専門性の向上を図るため、『改訂 児童養護施設の研修体系—人材育成のための指針—』（平成29年3月）について、今日の情勢に照らした見直し検討を行う。
2. 「令和6年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の企画・運営
 - [日程] 令和7年2月18日（火）～19日（水）
 - [会場] 全社協・灘尾ホール
 - [定員] 200名
3. 「令和6年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画・共催
 - 《東日本会場》
 - [日程] 令和6年11月27日（水）・28日（木）
 - [会場] 全社協・灘尾ホール
 - [定員] 200名
 - 《西日本会場》
 - [日程] 令和6年12月10日（火）・11日（水）
 - [会場] ホテルクラウンパレス神戸（兵庫県神戸市）
 - [定員] 300名

4. 「令和6年度ファミリーソーシャルワーク研修会」企画委員会への委員派遣

[日 程] 第1回 令和6年9月10日(火)～11日(水)

第2回 令和6年10月6日(日)～7日(月)

第3回 令和6年12月4日(水)～5日(木)

[会 場] ロフォス湘南・中央福祉学院

[定 員] 180名(各回)

5. 全国児童養護施設長研究協議会大会運営委員会の運営(総務部共管)

6. 児童養護施設職員研究奨励賞(松島賞)運営委員会の運営

児童養護編集委員会

1. 『季刊「児童養護」』の編集・発行(第55巻・第1号～第4号)(総務部所管)

《編集方針》

- ① 現場実践の道標となりうる養護理論の形成をめざした児童養護施設、社会的養護の専門誌とする。
- ② 歴史的・社会的に有意でモデルとなるような実践を紹介し、養育の質の一層の向上に資するものとする。
- ③ 子どもの人権を擁護する立場にたち、内外に問題提起する役割を担う。また、「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践における具体化を推進する。
- ④ 施設間での連携やネットワーク構築に資するものとする。
- ⑤ 児童福祉の関係機関や団体をはじめ、教育や医療など関連領域の関係者、子どもの支援に関心のある個人など、社会的養護と直接接点のない者に対し、児童養護施設と子どもたちの実際を伝え理解を図る。

《発行予定》

- ① 第55巻第1号 令和6年6月
- ② 第55巻第2号 令和6年9月
- ③ 第55巻第3号 令和6年12月
- ④ 第55巻第4号 令和7年3月

参考：諸会議の開催

※()内は開催予定回数

1. 協議員総会(2回)
2. 常任協議員会(5回) ※5回：会場開催のみ
3. 拡大正副会長会議(6回) ※5回：会場開催、1回：ウェブ会議
4. ブロック協議会会長会議(4回) ※常任協議員会開催時に実施

- 5. 監査会 (1回)
- 6. 制度政策部 ※拡大正副会長により対応。中堅
- 7. 総務部 (5回) ※2回：会場開催、3回：ウェブ会議
- 8. 調査研究部 (4回) ※2回：会場開催、2回：ウェブ会議
- 9. 研修部 (4回) ※2回：会場開催、2回：ウェブ会議